「新型コロナウイルス感染症」に関する特別お取扱いについて
（緊急事態宣言発令に伴う保険料払込猶予期限の延長について）

ＦＷＤ富士生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申しあげます。

2021 年 7 月 8 日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、対象地域のお客さまに対して、以下のとおり、「新型コロナウイルス感染症」に関する特別お取扱いを実施いたします。

●保険料払込猶予期限の延長

保険料のお払込みが困難になられた場合、お客さまからお申し出いただいたご契約について、保険料払込猶予期限を最長 2022 年 1 月 31 日まで延長いたします。

対象地域（2021 年 7 月 12 日時点）は以下のとおりです。
東京都

今後、2021 年 7 月中に対象地域が拡大した場合は、同地域も本特別お取扱いを実施いたします。

＜ご参考＞

過去発令した緊急事態宣言に伴う特別お取扱い（保険料払込猶予期限の延長）について

・ 2021 年 5 月に発令された緊急事態宣言
保険料払込猶予期限は、最長 2021 年 11 月 30 日まで延長いたします。
対象地域：愛知県・福岡県・北海道・岡山県・広島県・沖縄県

・ 2021 年 4 月に発令された緊急事態宣言
保険料払込猶予期限は、最長 2021 年 10 月 31 日まで延長いたします。
対象地域：東京都・京都府・大阪府・兵庫県

・ 2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言
保険料払込猶予期限は、最長 2021 年 7 月 31 日まで延長いたします。
対象地域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・愛知県・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県

※2021 年 1 月以降に発令された緊急事態宣言と同対象地域で、すでに保険料払込猶予期限延長をご利用中のご契約について、猶予期限を 2022 年 1 月 31 日への再延長はできませんので、ご了承ください。

お問合せは、ＦＷＤ富士生命 総合サービスセンターにて承っております。

総合サービスセンター＜専用窓口＞
０１２０－１３５－２７２（通話料無料）
※受付時間 平日９：００～１８：００
（土・日・祝日・年末年始を除く）